

協和トピックス

第 9 号

平成16年11月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

TEL03-3241-4978(代表) FAX03-3246-0068

E-mail : CPAKYOWA@aol.com

株券廃止、ペーパーレスへ

16年10月1日施行

* 盗難リスク削減

* 事務負担の軽減

* コスト大幅削減

1. 株券不発行制度について

平成16年通常国会において商法の一部が改正され、会社は、定款で株券を発行しない旨を定めることができるようになりました。上場会社の場合（保管振替制度利用会社）5年後の政令で定める一定の日（一斉移行日・平成21年6月の一定の日）において、定款変更したものとみなされます。

H16年10月1日

H21年6月一定の日

上場会社	⇒⇒⇒ 移行不可 ⇒⇒⇒	移行済（強制）
非上場会社	⇒	いつでも移行可能（任意）

締め切り迫る！

上場会社の株券（たんす株）をまだ持っていませんか？

簡易な手続きによる特定口座の受入は今年12月まで（受付は、早めに終了）

協和監査法人	税理士法人協和会計事務所	株式会社協和・ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ” (平成16年5月組織変更)

2. 非上場会社の場合（任意）

(1) 株券廃止会社への移行手続

定款変更の特別決議

公告および個別通知（株主・登録質権者）

2週間以上前

効力発生

定款変更の効力発生日後、本店2週間以内、支店3週間以内に**登記が必要**。

株券廃止会社は、既発行株券の回収は不要、新株予約権証券を発行することはできません。

✎ 株券が発行されていない一定の会社は、公告の省略が可能。

(2) 移行後の株式譲渡

株式の譲渡は、意思表示による。第三者対抗要件として株主名簿への記載が必要。

名義書換は、名義株主と株式取得者の共同請求が原則、相続などの一定の場合でなければ、単独請求はできません。

株主・質権者には、株主名簿記載事項証明書の交付請求権が付与されます。

✎ 株券廃止会社の株主名簿閉鎖制度は廃止。

3 株券不所持制度の改正

株券不所持制度は存続しますが、寄託制度は廃止されます。ただし、施行日前に寄託された株券については、従前のままです。一度も株券を発行していない株券不所持株主からの発行請求があった場合株券発行費用の負担者が、株主から会社に変更されました。

4 譲渡制限会社の場合

株券不発行が合法に！

株主の請求があるまでは、株券の発行が不要になりました。

ただし、株券廃止会社にならない限り、株式の譲渡や質入には株券の交付が必要です。

5 株主名簿を整備していますか？

商法では、株主名簿に、株主の氏名及び住所、その有する株式の種類及び数、取得の年月日、転換予約権付株式を発行したときはその内容等記載することが定められています

（記載例）

株主番号	00123	氏名	協和 計子			
〒	123-0123	住所	東京都中央区日本橋 丁目 番号			
Tel	03(0123)0123	通知先	kyowa@mail.com			
登録日	株式の種類	受入数	譲渡数	現在数	譲受人又は譲渡人	摘要（質権設定他）
2004.03.1	普通株式					

この機会に、株主名簿を整備しましょう。